

USTR が 2006 年外国貿易障壁報告書(NTE レポート)を公表
～日本の知財に関する記載は実質的に昨年と同じ～

2006年3月31日
JETRO NY 澤井、中山

3月31日、USTRは、2006年外国貿易障壁報告書(National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers、NTE レポート)を公表した(全712頁)。

同報告書は、1974年米国通商法181条に従い、USTRが、大統領及び議会に対して、外国(62の国・地域等)の貿易制限的な政策・慣行等(貿易障壁)に関する報告を行うもの。例年3月末に公表される。同報告書には、米国のモノ、サービスの輸出、米国民による直接投資及び知的財産権の保護に影響を与える「外国の貿易障壁」が取り上げられる。

このうち、知的財産保護に関しては、同報告書が通商法スペシャル301条に係る手続きの基礎となる。USTRは、同報告書の提出から30日以内に、「スペシャル301条報告書」を作成し、知的財産保護の不十分な国に対し「優先国」を特定し調査及び協議を開始、協議が不調の場合は対抗措置(制裁)への手続きを進めることとなる。

以下、同2006年外国貿易障壁報告書のうち、日本の知的財産関連部分に関する報告内容を詳述し、模倣品・海賊版問題として我が国や米国において注目される中国やロシアの知的財産関連事項についても概観する。

1. 日本

(総論)

我が国知的財産保護に関する総括は、昨年と同一の内容。知的財産保護の日本の取り組みに引き続き改善が見られると評価。但し、持続的な特許関連問題への取り組み、著作物保護の改善と拡張(特にインターネット上)、効果的な周知商標保護、地理的表示の保護、営業秘密情報の保護及び水際規制の継続的な改善について、さらなる行動が必要な分野と特定している。

(特許)

上記特許関連問題について、昨年と同一の記述。具体的には、裁判所における特許訴訟手続の遅延、ディスカバリー手続を遵守させるための効果的手段の欠如、及び、ディスカバリーで提示された秘密情報に対する適切な保護の欠如について、引き続き懸念を表明。一方、2000年1月に施行された特許侵害訴訟に係る一連の法改正を評価するも、実際に外国特許権者の訴訟コストが下がるか否かを引き続き監視するとし

ている。結語として、米国は日本の特許保護レベルの向上を歓迎しつつ、あらゆるフォーラムを通じ制度強化に向けた連携を深めるとしている。

なお、昨年と同報告書に対する「日本政府のコメント」¹として、特許訴訟手続が遅いとの指摘に対し、2003年の民事訴訟法の改正や2004年の知財高裁の発足等に言及したが、本年の外国貿易障壁報告書において、こうした我が国の法改正に関する特段の論評はない。

(著作権)

著作権についても、一部表現が変わるが、実質的な異同はない。具体的には、日本のインターネット・サービス・プロバイダ責任法が十分な保護を提供していない点、著作権法上の技術的保護手段の解除装置への対抗規定の射程が狭い点、個人的利用の例外等に懸念を示すとともに、著作権保護期間の延長等に関心を持ちつつ、引き続きこれを促すとしている。

(商標)

商標についても、昨年と同一の記述。具体的には、不正競争防止法に周知商標保護規定が存在するにもかかわらず、当該周知商標の保護が依然として弱い点を指摘。米国側の懸念として、ある商標が周知か否かを特許庁職員が職権で判断している点を挙げ、さらに周知商標リスト・アプローチでは多くの分類において防衛的な登録が必要となるため負担がかかるという欠点を指摘。米国は、現在周知商標の保護を検討する商標委員会の議論の進捗を引き続き監視していくとしている。

なお、上記「日本政府のコメント」として、1996年の商標法改正を紹介し、周知商標の保護が弱いとする指摘に反論しているが、こうした我が国の反論に対しても特段の論評はない。

(地理的表示)

地理的表示に関しても、実質的に昨年と同じ記述。日本が、地理的表示の誤用を防ぐ法的手段を利害関係者に提供しているか、商標と地理的表示との紛争を解決する法的手段を商標保有者に提供しているかは未だ定かではないとしつつ、日本政府が地理的表示保護問題を検討中であることに理解を示し、その努力を全面的に支持する旨表明している。また、商標登録審査において未公開の地理的表示リストが存在するか不明確である点、ワイン及びスピリッツの保護規定の「地理的表示に関する表示基準」により外国の地理的表示が登録できるか等、更なる情報を期待するとしている。

(営業秘密)

¹ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/ustr/pdfs/05_comment_j.pdf

同項に関しても、昨年と同一の記述。民事訴訟法の改正により、営業秘密が含まれる裁判所記録を閲覧の対象外としたものの、憲法上、裁判の非公開が禁止されているため、依然、米国や他の先進国に比し、営業秘密の保護が不十分であると指摘。2003年に営業秘密の不正入手、使用、開示に対して刑事罰を適用する不正競争防止法の改正が行われたものの限定的であり、更なる改正を要請している。

(国境における取り締まり)

同項に関しても昨年と同一の記述。税関による水際措置において、外国の権利者に対して、より簡便な手続きとなるよう、申請、検査、阻止手続きを改善すべきと指摘。水際取締りに対するリソースの増強を評価しつつ、一層のエンフォースメントの強化を要望している。

2. 中国

中国に関しては、冒頭の「Trade Summary」において、知的財産問題が言及されている点が特筆される。中国は2001年12月にWTOに加盟後、履行義務遵守では大きな進捗があったものの、未だ完全ではないとして、深刻な問題を抱えている分野があると指摘。特に知的財産エンフォースメントの問題を挙げている。こうした問題に対し、米国が、2005年に中国をスペシャル301条の優先監視国に指定したこと、米中合同商業貿易委員会(JCCT)における取り組みを実施したこと、TRIPS63.3条による情報提供要請を実施したこと等を紹介している。

3. ロシア

ロシアに関しては、知的財産保護にある程度の改善は見られるものの、著作権侵害をはじめとして多くの課題が残されているとして、ロシアのWTO加盟には知的財産保護が重要な鍵となるとした。特に、米国映画業界によると、ロシアではDVDの8割が海賊版であり、米国の著作権産業は年間170万ドルを超える損害を被っていると試算。またロシアにおける46の光ディスク工場のうち30は海賊版製造に関与していると指摘。こうした海賊版の製造業者に対して積極的な取締りが開始されたものの、海賊版比率の減少等の効果が現れるかどうかは不明であるとしている。

< 2006年外国貿易障壁に関するNTEレポート >

http://www.ustr.gov/Document_Library/Reports_Publications/2006/2006_NTE_Report/Section_Index.html

(了)